

## 高齢者教室に参加しませんか？

| 教室名             | 受講場所            | 電話申込先        |
|-----------------|-----------------|--------------|
| 中央高齢者教室         | 社会福祉センター        | 088-880-6569 |
| 北部高齢者教室         | 憩いの家(久礼田体育館横)   |              |
| 稲生ふれあい教室        | 稲生ふれあい館         |              |
| 三和しあわせの会        | 三和防災コミュニティーセンター | 088-878-6070 |
| 十市・緑ヶ丘高齢者教室     | 十市高齢者多世代交流プラザ   |              |
| 後免野田生涯学習スクール    | 野田公民館           | 088-864-3535 |
| 日章生涯学習教室        | 日章福祉交流センター      |              |
| 大湊フレンドリー(前浜・久枝) | 前浜防災コミュニティーセンター |              |

高齢者が楽しく学び合うことで生きがいの向上と地域活動の促進を図ります。

- 対象 / 65歳以上の市内在住者
- 実施期間 / 4月～翌年3月(全10回)
- 内容 / 医療や健康、歴史、文学に関する講座など
- 受講料 / 無料  
\*移動学習参加費や特別な教材費、傷害保険料(年間100円程度)などは実費負担
- 申込先 / 生涯学習課または各地区の役員まで
- 申込方法 / 電話またはFAXで教室名・住所・氏名・生年月日・電話番号をお知らせください。
- 申込締切 / 3月31日(金)

### おねがい

各教室には定員があります。受講場所の近くにお住まいの方が多く参加できるように、お住まいの近くの教室への申込をお願いします。複数教室へ申込希望の方は、開催日が重なることがありますので、参加可能か確認の上お申し込みをお願いします。

■問い合わせ / 生涯学習課 ☎088-880-6569 FAX088-880-6201

## 第十一回特別弔慰金の請求期限が迫っています

戦没者等(軍人軍属としての在職期間中、または準軍属としての公務上の傷病、または勤務に関連した傷病が原因で亡くなった方)の遺族に対する第十一回特別弔慰金の請求期限が迫っています。

■請求期限 **令和5年3月31日**

■支給内容  
額面25万円の記名国債  
(令和3年～令和7年までの5年償還)

■支給対象者  
令和2年4月1日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け方(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、右記の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

■請求先・問い合わせ / 福祉事務所地域福祉支援係(市役所1階9番窓口) ☎088-880-6566

### 支給対象者の優先順位

- 戦没者等の死亡当時の遺族で
1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
  2. 戦没者等の子
  3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、①～④の順番が入り替わります。
  4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

## 税務課からのお知らせ

### 廃車や名義変更の届出はお早めに

軽自動車は、毎年4月1日現在の所有者(納税義務者)に納めていただく税金です。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度は課税されます。払い戻しはありません。

そのほか、市外に転出した、盗難に遭った、所有者が亡くなった場合なども届出が必要です。

| 車種                             | 届出先                                     |
|--------------------------------|---|
| ① 原動機付自転車<br>(50cc～125cc、ミニカー) | 南国市役所税務課<br>税務管理係<br>☎088-880-6554      |
| ② 小型特殊自動車                      | 高知運輸支局<br>☎050-5540-2077<br>(音声案内)      |
| ③ 農耕作業用自動車                     |   |
| ④ 軽二輪車(126cc～250cc)            | 軽自動車検査協会<br>☎050-3816-3125<br>(コールセンター) |
| ⑤ 二輪の小型自動車(251cc～)             |   |
| ⑥ 軽四輪車・軽三輪車                    |   |

ご注意ください

南国市役所での廃車・名義変更の手続きには【ナンバープレートの返納】が必要です!!  
(※南国市役所で手続きできる車種は、上記①～③のみです。)  
「南国市」のナンバープレートを紛失した場合(盗難や災害によるものを除く)、廃車・名義変更の手続きや、再交付の際に【弁償金】が発生します。

弁償金  
ナンバープレート1枚につき  
**150円**

■問い合わせ / 税務課税務管理係 ☎088-880-6554

### 届出をしないですと!

- ・廃棄したり人に譲ったのに税金のお知らせが届く。
- ・車や税金に関する大事なお知らせが届かない。
- ・盗難や事故の時に使用者や所有者の確認が遅れる。
- ・などの支障が生じるおそれがあります。

### 農耕作業用自動車も届け出を

乗用装置を有するトラクターやコンバインなどは課税されますので、取得した日から15日以内に登録の届出が必要です。登録後も、買い替えたり、持ち主が変わった場合は、届出をして、新しいナンバーに交換していただく必要があります。

### 身体障害者手帳などをお持ちの方へ

心身に障害のある方などで、一定の要件に該当する方は減免を受けられます。5月23日(火)までに申請をしてください。

## マイナンバーカードの休日交付のお知らせ

マイナンバーカード交付のお知らせが届いている方で、平日窓口に行けないなどの理由でお受け取りになっていない方は、ぜひご利用ください。マイナンバーカードやマイナポイントの申請支援でのご利用も受け付けています。

- とき / 3月11日(土)・26日(日) 8:30～12:00
- ところ / 南国市役所1階 市民課



※事前予約をお願いします。  
◀予約サイト24時間受付  
予約電話番号 / 088-863-2920  
平日日中のみ

## 便利なコンビニ交付サービスをご利用ください

マイナンバーカードを利用すると、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で、住民票や印鑑証明書を取得できます。便利でお得なコンビニ交付をぜひご利用ください。

※ご利用にはマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)が必要です。

- 利用可能時間  
6:30～23:00 (土日祝日も含む)
- 手数料  
200円 ※市役所窓口では300円

■問い合わせ / 市民課市民係 ☎088-880-6574